

施設・区域等区分	対象となる具体的施設	考え方	とるべき措置
1 官公庁、健康増進関連施設等、公共性の高い施設	①庁舎（本庁舎、南庁舎、各地域庁舎） ②健康福祉会館、保健センター ③市民会館、公民館、図書館、アーカイブ ④市民活動交流拠点センター ⑤集会施設、交流施設 ⑥産業研修施設 （職業訓練センター、新規就農者研修施設等）	公共性が高く、誰もが日常生活で利用せざるを得ない施設であるため、たばこの煙から利用者を守る必要がある。また、健康の維持・増進のために利用する施設はその創立の主旨から受動喫煙対策の徹底が必要である。	敷地内禁煙 （屋外喫煙所設置無し）
2 子どもや妊産婦、健康影響が大きい者が利用する施設	①小学校、中学校 ②子育て支援施設 （保育園、児童館、児童クラブ等） ③高齢者福祉施設 （玉川荘、鞠子苑、高齢者ふれあいセンター、世代交流福祉館、福祉会館、高齢者健康増進ふれあい館、生活支援ハウス） ④学校給食センター ⑤大曲病院	子どもや未成年者が利用する施設や、有病者等が診察や有病者等が治療のために利用する施設については、特に配慮が必要である。	
3 公園・スポーツ施設等	①市管理公園 ②観光施設、文化財施設 ①体育館、武道館 ②複合体育館（嶽ドーム、樹パル等） ③野球場、プール、スキー場、サッカー場 ④グラウンドゴルフ場、テニスコート ⑤キャンプ場	子どもや未成年者が利用するなど、不特定多数の者が利用することから、特に配慮が必要である。	
4 その他の施設	①農業施設（加工所、加工販売施設） ②宿泊研修施設 ③温泉施設 ④道の駅関連施設	敷地内禁煙が望ましいが、利用者、観光客、レジャー客の利用や、収益性への配慮が必要である。	建物内禁煙 ※屋外での受動喫煙防止に配慮
5 公用車内	すべての公用車	同乗者の受動喫煙のリスクが大きいことから特に配慮が必要である。	車内禁煙
6 イベントや行事等の会場	参加者、来場者ができるだけ、受動喫煙のリスクを受けないよう配慮する必要がある。		受動喫煙防止に配慮
7 上記以外の施設	①消防施設 ②上下水道施設 等	建物内禁煙とし、受動喫煙防止に配慮	

※1 とるべき措置について、敷地内禁煙とする施設は、県条例の特定屋外喫煙場所を設置しないという努力義務に従い喫煙場所を設けないこととする。

※2 それ以外の施設については、原則敷地内禁煙とし、完全な禁煙対策をとることができない理由がある場合は、建物の出入り口や窓、人の往来が多い場所から可能な限り距離をおいて喫煙場所を設置することができる。